

令和6年度第3回高崎市子ども・子育て会議 会議録概要

- 日時 : 令和6年12月25日(水) 午後2時00分～午後3時30分
- 場所 : 高崎市役所 本庁舎4階 庁議室
- 出席者 : 別紙のとおり
- 傍聴者 : 1人
- 会議に付した案件
 - ・ 第3期高崎市子ども・子育て支援事業計画(素案)について
 - ・ パブリックコメントの実施について
- 配付資料
 - ・ 次第
 - ・ 高崎市子ども・子育て会議委員名簿
 - ・ 高崎市子ども・子育て会議事務局職員名簿
 - ・ 資料1 「第3期高崎市子ども・子育て支援事業計画(素案)」
 - ・ 資料2 「ご意見一覧表」
 - ・ 資料3 「第3期高崎市子ども・子育て支援事業計画(案)に関するパブリックコメントの実施について」
 - ・ 資料4 「学童保育の支援に対する提言」
 - ・ 参考資料1 「第2期計画からの主な変更点」
 - ・ 参考資料2 「ヤングケアラーSOSサービス事業パンフレット」
- 会議録 : 別紙のとおり

○ 出席者（委員）：10人

番号	所属団体等	氏名	当日 出欠
1	高崎市社会福祉協議会 会長	新井 正昭	
2	高崎市私立幼稚園・こども園協会父母の会	伊藤 静	欠席(委任状)
3	認定こども園代表（高崎市保育協議会認定こども園部会長）	今井 伸江	
4	高崎市母子等保健推進協議会 副会長	内山 美奈	欠席(委任状)
5	日本労働組合総連合会群馬県連合会高崎地域協議会 副議長	大塚 修一	欠席(委任状)
6	高崎市保育協議会保護者会 会長	大野 克紘	
7	高崎市保育協議会 会長	粕川 泰彦	
8	元教育委員長、あすなろ学園学童クラブ代表	小見 勝栄	
9	高崎市区长会 副会長	櫻井 登	欠席(委任状)
10	高崎市医師会 理事	清水 清美	欠席
11	高崎市学童保育連絡協議会 会長	鈴木 宏輝	
12	公募市民	武井 真衣	欠席
13	高崎健康福祉大学 教授	千葉 千恵美	
14	公募市民	筒渊 千佑里	欠席(委任状)
15	高崎市私立幼稚園・こども園協会	原 徳明	欠席
16	高崎市心身障害者等連絡協議会 会長	深澤 アサ子	
17	高崎市PTA連合会 常任理事	水島 憲子	欠席(委任状)
18	高崎市小学校長会 八幡小学校長	宮一 美樹	
19	高崎市民生委員児童委員協議会 子ども福祉研究委員会 委員長	山田 和幸	

○ 出席者（事務局職員）：23名

○ 会議録

1. 開会 (事務局)	<p>定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第3回高崎市子ども・子育て会議を開会いたします。</p> <p>それでは、会議の開会に先立ちまして、本日の会議は出席10人、欠席に伴う委任状提出6人、欠席3人でございますので、高崎市子ども・子育て会議条例に規定する会議開催要件を満たすことをご報告いたします。また、会議は公開となっておりますことを、併せて報告させていただきます。</p> <p>それでは、お手元の次第に基づきまして、進めさせていただきます。</p>
2. 会長あいさつ (事務局)	<p>はじめに、次第2「会長あいさつ」でございます。会長からごあいさつを頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>(会長あいさつ)</p> <p>ありがとうございました。それでは、議事に入らせていただきます。議事の進行は、高崎市子ども・子育て会議条例第6条第1項により、会長が議長となることになっておりますので、ここからは会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
(会長)	<p>これより議事の進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。議事に入る前に会議録の署名人の指名をさせていただきます。署名人は、委員Aにお願いしたいと思います。委員Aには、当会議の会議録が完成しましたら、ご署名をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
3. 議事1 (会長)	<p>次に議事(1)「第3期高崎市子ども・子育て支援事業計画(素案)について」を議題といたします。このことについて事務局から説明をお願いします。</p>
(事務局)	<p>(第3期高崎市子ども・子育て支援事業計画素案の第1章から第6章について事務局から説明を行った。)</p> <p>ここで委員の皆様から事前にご意見等を頂戴していただきましたので、ご意見等を紹介し、担当課よりご回答させていただきます。</p> <p>それではまず、委員Bからいただいたご意見です。第4章30ページの「産後ケア事業について」のご意見をいただきましたが、高崎市の産後ケア事業の利用対象者は、出産後1年以内で、産後に心身の不調や育児不安のある人、産婦健康診査や相談等から産後ケアの利用を勧められた人、家族から十分なサポートが受けられない人となっており、何らかの不安や不調等を抱えた人であります。なお、現在、精神的な不調があっても軽度で産後ケアに対応できる状態の人につきましてもご利用いただいております。利用状況としましては、令和5年度は、実利用人数689人で産婦の約3割が産後ケアを利用しており、一人当たりの平均利用回数は3.2回であります。また、産後ケア事業の国の補助基準は5回迄ですが、市では2回上乗せして7回迄とするとともに、経済的な負担が生じないよう無料でご利用いただいております。これらのことから、7回の設定につきましても、国の基準に2回上乗せを行っていること、何らかの不安や不調を抱える産婦の平均利用回数の倍以上に設定していることなどから、回数は現状のままとし、国の動向等を注視しつつ進めていきたいと考えております。</p>

そして、7回以上の利用が必要と考えられる、うつ病や診断書に係わる方につきましては、医療的介入がより必要な状態となっている、あるいは近い状態になっているとも考えられますので、個別にご相談いただき、社会資源の活用などを踏まえ、治療や育児の環境が改善できるよう、ご本人とご家族、関係機関で一体となって支援方法を検討し、連携して進めることが良いものと考えております。

続きまして、第4章36ページの「ショートステイ・トワイライトステイについて」ご意見をいただきましたが、ショートステイ・トワイライトステイは、保護者の疾病など、家庭においてこどもを養育することが一時的に困難になった場合に児童福祉施設でこどもをお預かりしているものです。利用料につきましては、ショートステイ・トワイライトステイともに、こどもを養育する保護者世帯の住民税課税状況に基づき算定し、利用料の一部をご負担いただく場合がございます。ショートステイの利用料ですが2歳以上と2歳未満で異なります。2歳以上の場合、課税世帯が1日2,750円、非課税世帯（ひとり親の課税世帯含む）が1日1,000円、生活保護世帯（ひとり親の非課税世帯含む）が0円となっております。次に、2歳未満の場合、課税世帯が1日5,350円、非課税世帯（ひとり親の課税世帯含む）が1,100円、生活保護世帯（ひとり親の非課税世帯含む）が0円となっております。続いて、トワイライトステイですが、2歳以上のみ利用可能で、課税世帯が750円、非課税世帯（ひとり親の課税世帯含む）が300円、生活保護世帯（ひとり親の非課税世帯含む）が0円となっております。

また、受け入れ先となる児童福祉施設ですが、ショートステイ・トワイライトステイの受け入れ以外にも、児童相談所からの措置入所や一時保護委託を行っており、施設定員内での受け入れとなることから入所者の状況によっては受け入れができないといった場合がございます。このような状況を踏まえ、新たな受け入れ先として、里親にお願いできるよう準備を進めてまいります。

続きまして、委員Cからいただいたご意見です。第4章26、27ページの「公園や学校施設等の遊具の老朽化により、使用できない場合が見受けられるため、今後の対応と予算の確保等の文言を追加するとよいのではないか」というご意見をいただきましたが、公園及び学校の遊具における老朽化につきましては、現在年に1回専門業者による遊具点検を行い、点検の結果、修繕して使用を継続するか、新設するか、または撤去するかを検討し、安全な遊具の管理に努めております。また、市職員による日常的な公園パトロールや、教職員による定期的な学校施設の安全点検なども行い、遊具に危険がないか確認しております。今後につきましても、国の安全基準をはじめ、各公園及び各学校における遊具の使用実態や要望を踏まえ、子どもが安心して遊びや運動ができる環境整備を進めてまいります。

その他のご意見として、「いわゆる103万円の壁が撤廃された場合、計画の数値や内容の変更はどのように対応するのか。」というご意見をいただきましたが、子ども・子育て支援事業計画は、5か年計画であり、第3期計画は、令和7年度～令和11年度の計画となっておりますが、年収の壁の撤廃やその他の社会経済環境の変化により、当初の計画内容や数値に著しい乖離が生じた際は、計画の中間年度であっても見直すこととされております。そのような場合には、計画の内容等につきましても、改めて子ども・子育て会議において委員の皆様のご意見をいただきながら、見直しを図ってまいりたいと考えております。

次に、委員Dからいただいたご意見です。第4章33ページの「高学年児童を含めた受け入れに対する実態把握や各クラブを訪問するアドバイザーなどの導入を検討していただきたい」というご意見をいただきましたが、高学年児童をはじめとした入所希望者の受け入れにつきましては、かねてより各クラブへ積極的な受け入れをお願いしているところですが、クラブ側の実情や実態に応じた受け入れを実施いただけるよう、こども家庭課と各クラブで連携を密にして実態把握に努めたいと考えております。また、巡回アドバイザーの導入に係るご意見につきましては、これまでもこども家庭課では、各クラブからのご相談やご要望を伺い、都度対応させていただいておりますが、引き続きこども家庭課と各クラブとの連携を図っていく中で、担当職員の配置を手厚くするなどし、対応してまいりたいと考えております。

その他のご意見として、『『地域のつながりの希薄化』と『地域の子どもは地域で育てる』という本市の考えとの整合性についてワーク・ライフ・バランスを交えてご説明していただきたい』というご意見をいただきましたが、計画策定の背景では、日本全体に係る多くの問題の一つとして少子化について記載しております。その中で、少子化の背景として、地域のつながりの希薄化による子育てに対する不安や孤立感の増大を挙げさせていただいております。本市におきましても、この背景を踏まえて計画を策定しており、地域の実情及びそれぞれの子どもや家庭の状況に応じた支援を行うこととしています。取組んでゆく施策の中でも、地域社会の全ての人たちが親子の成長を支え、見守り、共に喜びを分かち合える社会、地域の子どもは地域で育てるという考えの下、様々な施策を推進しております。そのため、ワーク・ライフ・バランスの推進についても、家庭の状況を踏まえ柔軟に対応していけるよう支援体制の充実を進めてまいります。

事前にいただいたご意見の紹介と担当課からの回答につきましては、以上となります。

(会長) ありがとうございます。事務局からの説明は終わりました。委員の皆様からご意見やご質問などはございませんか。

(委員E) 産後ケアの利用回数ということで、利用回数のことではないのですが、該当の30頁を見ますと、「産後の心身共に不安定な時期に、家族等から援助が受けられない母子に対して、心身のケアや育児のサポートを行い、育児不安の解消や虐待の予防を図ります。」とあります。最近、父親の育児休業が少しずつ増えつつある。実際に私どもの園で、父親が産後うつになるということがありました。これはただ単に表現の問題になるかもしれませんが、事業実施のところをみると、「援助が受けられない母子に対して」と記載があり、場合によると父親は受けられないということになりかねないと思います。この部分を少し工夫していただいた方が、今後、特にこの5年間の計画ということをお考えれば、母子だけの話ではなくなる可能性は十分あると思います。父親が産後うつになったという情報は、つい数日前のことで、これは丁度お伝えした方がいいのではと思います、発言させていただきました。よろしく願いいたします。

それともう1点、「費用が高い(1日1万円くらい)」とありますが、先ほどの説明では1日1万円という回答はありませんでした。実際に委員Bが言うように1日1万円かかっているのか、これは何が違うのかご説明いただきたいと思います。

<p>(事務局)</p>	<p>ご説明が不足しておりまして申し訳ございませんでした。利用料につきまして、通常ですと 5,350 円の倍の 10,700 円がかかっているもので、利用者にはその半分をご負担していただいております。ショートステイは宿泊を伴いますので、2 日間の計算になりまして、最大でいいますと、5,350 円の倍の 10,700 円で約 1 万円かかるということでございます。</p> <p>産後うつの関係ですが、産後という概念からいうと、やはり母親とその子どもというのが一般的と思います。父親は対象にならないのかというところは、産後うつの対象にはならないのですが、実際にはそれ以外の子育ての悩み相談といったところで、父親が育児うつという相談を受けたり、また仕事と育児の両立の相談を受けたりしております。うつ傾向が見受けられるようであれば、障害福祉課の障害福祉計画などで補填することもできますので、必ずしもこの計画の中でフォローしていかなければならないということではございません。この計画以外のところでもフォローすることもご理解いただければと思います。</p>
<p>(委員 E)</p>	<p>それでも実際のところは、父親が産後うつなのは間違いないんです。育児自体でのうつという表現にはなるんだと思いますけれど、先日の新聞報道にもあった通り、父親の産後うつが増えているのは確かです。ただ単に、母子だけと決めつけてしまうのは今後のためにもよくないのではと思います。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>ありがとうございます。この部分につきましては、母子ではなく親子とするなど表現を変える工夫をしたいと思います。産後ケア事業は、基本的に小児科や産科などで母子に対して対応しております。ですが、訪問による対応もございまして、そちらではご自宅に助産師が訪問をして支援する体制となっております。うつでも治療が必要な場合は、当然治療を優先していただきますが、その手前の段階で産後うつの状態に近い場合、健康課での予防という意味では、ご自宅へ訪問してご家族を含めて支援していくことも対応できますのでよろしくお願いします。</p>
<p>(会長)</p>	<p>ありがとうございました。他にいかがでしょうか。</p>
<p>(委員 D)</p>	<p>2 点ございます。まず 1 点目に、こども家庭庁から出ている指導とございますか、それに伴うものです。こども家庭庁からの通知には、学童クラブにおいて巡回アドバイザーの設置について記載がありました。先ほどの回答だと、現状の体制でなんとか対応できているということだったのですが、この巡回アドバイザーについての考えはいかがでしょうか。</p> <p>2 点目に、同じくこども家庭庁の話で恐縮ですが、先頃、待機児童が昨年より 2,000 人ほど増えて全体で 18,000 人弱という発表がありました。その中でこども家庭庁としては、民間学童の推進等の記載がありましたけれども、高崎市においては、今後の運営について民間学童といった検討の余地があるのかどうか、考えをお聞きしたいと思います。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>まず 1 点目でございますが、巡回アドバイザーについて、こども家庭課の職員で対応させていただく方向で考えており、現時点での導入は考えておりません。2 点目について、先ほども申し上げましたが、現在市長から、課題や問題解決に向けて今後の学童クラブ自</p>

	<p>体の在り方を考えるように指示がでております。その中で、1点目の巡回アドバイザーや、2点目の待機児童と民間学童についても、今後市長の指示の下考えてまいりたいと思います。この場でお答えができなくて大変申し訳ないのですが、今後、市といたしましても何とかしなくてはいけない問題と考えておりますのでどうぞよろしく願いいたします。</p>
(会長)	<p>ありがとうございました。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではここで、「第3期高崎市子ども・子育て支援事業計画（素案）について」の協議を終結いたします。</p>
3. 議事 2	<p>次に、議事 (2) 「パブリックコメントの実施について」を議題といたします。このこと</p>
(会長)	<p>について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>(パブリックコメントの実施について事務局から説明を行った。)</p> <p>事務局から説明は終わりました。委員の皆様からご意見やご質問等はございますか。</p>
(委員 F)	<p>今の議題とは少し違うのですが、先ほどのお話にあった、学童保育の在り方について、市長から指示があったという発言がありましたが、どのような内容だったのか。それから、こども家庭課として何とかしなくてはいけないという考えがあると思うのですが、実際にできるかどうかは別として、こども家庭課としてこれだけはやりたい、やらなくてはいけないと思っていることがあればお聞かせ願いたいと思います。</p>
(事務局)	<p>市長からの指示の内容について、市長並びに所管課としても、学童クラブの課題として認識していることが大きく3つ挙げられます。まず、施設、ハード面での充実を図ることが非常に難しいことが課題としてあります。施設の充実を図る方法としては、先ほど所管課からも説明がありました通り、学校の余裕教室を活用する方法と、校庭にプレハブ施設を作るという方法、それでも難しいケースでは、民間の賃貸物件を借用する方法があります。ですが、民間の賃貸物件を借用するにあたって、運営委員会方式をとっているがゆえに問題も出てきます。いわゆる個人事業主になるので、賃貸借契約を結ぶ際、安定した契約ができるのかという面で、不動産業界としては不安があり、なかなか貸してもらえないことがある。また、子どもが集うため、近隣住民とのトラブルが発生すると困るので貸してもらえないといったこともございます。ですので、施設を拡充することは現在非常にしにくい状況にある。プレハブを学校敷地内に作るにあっても、学校は学校としての機能を残さないといけないので、プレハブを作るのにもやはり限界がある。また、財政面的なところで、児童が増えた時だけ民間アパートが借りられるというのであれば、すぐに対応できますが、プレハブを作るとなると、財政当局と予算措置をして、なおかつ市がプレハブの業者と色々進めてとなるとどうしても早くて2年越しとなってしまいます。その時には子どもがあふれかえってしまうという状況がある。これらのことから、需要に合わせて施設整備を行うことの難しさが課題としてございます。</p> <p>また、2点目の課題としては支援員の人材確保が挙げられます。支援員の確保が難しい大きな要因としては、就労時間が不規則であることです。学校がある日は、午後から夕方まで子どもの面倒を見るので、大体6時間となり、いわゆる短時間労働となってしまいます。常勤職員であっても、1日6時間の週5日勤務は月30時間で、高崎市の職員でいうと囑託</p>

職員と同じになります。当然、賃金体系も同様になるので、フルタイムで稼ぎたい人からするとあまり稼げない職場になってしまう。しかし、夏休みなどの長期休暇中になると、朝から夕方まで面倒を見るので、1日8時間以上の長時間勤務が1か月ほど続くことになってしまう。長期休暇中だけ働きたい人がいればいいのですが、人を確保することはなかなか難しい。行政も支援しておりますが、主となって人材確保していただくのは各運営委員会であり、募集しても人がなかなか集まらない状況が起きて悩んでいるクラブもあります。福祉現場どこでも人材不足が課題となっており、学童においても人材を集めにくいという課題がございます。

最後に3点目として、運営委員会の保護者代表の方々の負担が非常に大きいという課題があります。地域の方が積極的に関わっているクラブにおいては、保護者の負担が少ないところもあるのですが、ほとんどのクラブが保護者メインで動かざるを得ない状況です。アパート探しや人材確保問題、労務管理や会計処理についても、保護者が負担しなければならない。国からの取り決めには、直接支援に関わらない部分のみ外部委託できるというものがあり、市としても労務管理と会計管理の部分は外部委託可能としております。ですが、委託料の基準上、外部委託の上限が20万円となっているので、20万円ではなかなか受けてくれる事業者がない。国のルールによると、保護者負担と公費負担1/2ずつで、運営委員会側の保育料から20万円、市から20万円の上限40万円という考え方になります。ですが、労務管理と会計管理まで受けていただくと40万円では手が打てないという事業者も多い。保護者負担軽減のための外部委託においても、課題がある状況です。

これら、施設・人材・保護者負担という3つの課題を解決するために、市としてどのように対策していくべきなのか。市長からも、これらの課題を解決するために指示がでております。この3つの課題について、所管課で重々承知しておりますし、皆さんから要望をお聞きしていますので何とかしたいと思っております。市長の中では、運営委員会方式は良い面もあるので残していきたいという考えがあり、所管課としてもクラブ運営の統一性を出すため、どうしても運営委員会が必要だと思っております。保護者には、運営に対してご意見いただいたり、夏休み等のイベントにご協力いただいたり、そういったところで関わっていただきたいと考えております。ですが、これまでのように金銭管理面等での負担は見直す必要があります。具体的な対策については、この計画と同様に来年3月末までに何とか考えていくこととなります。計画については、あくまで基本方針を示すものであるため、表記としてはわかりやすい表現をし、具体的に対応策を盛り込む必要はないと考えております。具体的な対応策については、実施計画で個別に検討してまいります。

また、前橋市が民間の社会福祉法人やNPO法人に業務委託をしています。これも一つの対応策として挙げられますが、現状から移行するのにあたって問題はまた出てきます。例えば、支援員の給料についてです。現在は、各運営委員会で設定しているため支援員によって給料は異なります。支援員の中には、470万円ほどの年収がある方もいれば、250万円ほどの方もいます。そのため民間法人委託をした際、支援員が雇用継続するかどうかの問題が出てきます。今の支援員がそのままスライドしていただければ問題はありますが、民間委託をして不足した分の人材確保問題がまた出てくる。そのため、一番スムーズに進む方法はどれかを検討していく必要がある。完全に民間委託とするのか、保護者が負担していた運營業務だけを委託するのか。運營業務だけの委託となると、先ほどの国からの取

り決めを守りつつ、派遣業務のような形で民間法人へお願いするのかなど、色々な方法が挙げられます。全ての学童クラブを一律にするわけにもいかないの、今まで通りでいいクラブもあれば完全に委託するクラブ、一部委託のクラブなど、色々な形を検討しているところです。この結果については、次回の会議でお知らせできればと思っております。委員の皆様からも案がございましたら、教えていただければと思います。

(委員F)

非常に、懇切丁寧にご説明いただきありがたかったです。学童の色々な問題点と行政の取組んでいることがはっきりとわかり、なかなかいい解決策が定まらないということもわかりました。それから、来年の3月末までの間で考えていくこと、簡単に回答は出ないということもわかりました。学童は全国的にモデルケースがなく、一番良いのは公設公営だと思いますがそれもなかなか難しい。一つだけ皆さんに知っていただきたいのは、幼稚園であれば園長先生や担任、会計事務が居る、学校には校長先生や教頭先生、学校事務が居ますが、学童は多いところで100人以上の児童が居ながら、校長先生などが居ない。運営委員長になっている区長さんは、権限があるわけではないので踏み込んだことはなかなかできない。ですので、ほとんどのクラブが支援員と保護者の代表で運営している。せめて保育園と同じように、保育料と職員の給料体系も統一されればいいなと思います。変えていかないと同じようなことを繰り返していくのかなと思います。こども家庭課の方々がよく理解していただいていますので、一緒に考えていければと思っています。また、学童の関係者同士でも、どのように考えていけばいいのか有識者を集めて検討しないとなかなか答えが出ないように思います。皆さんが色々取組んでいただいていることはよくわかりました。ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

以上で、本日予定していました議事は終了いたしました。審議の円滑な進行にご協力いただきましてありがとうございました。それでは進行を司会に戻します。

4. その他
(事務局)

会長、議事及び意見交換の進行、ありがとうございました。続きまして、次第4「その他」といたしまして、委員Fから資料4「学童保育の支援に対する提言」をいただいております。先ほどの委員Fのご意見と重なる部分もございますので、提言の内容につきまして、事務局より簡単に説明させていただきます。

大きく分けて4点ございます。まず1点目として、学童保育の運営委員会方式が過渡期に来ている。そこで、問題を話し合う有識者会議を設置したらどうか、という内容になります。2点目として、教育委員会との連携です。退職した先生を支援員として迎えられたらどうか、というものになります。3点目として、会計や労務管理などその他諸々の面で、運営自体が保護者の負担になっている、ということです。そのため、先ほど委員Dからもありましたが、ヘルパー的な人材を置いたらどうかということもございます。最後に4点目として、支援員の給料が各学童によってまちまちのため、一定の賃金体系を定めたらどうか、というものになります。この提言について、先ほどの「第3期計画素案」における「放課後児童健全育成事業」のご説明の際も申し上げましたが、現在、市長の指示により、放課後児童クラブの課題整理とその解決策の検討をしております。今回、委員Fや他の委

	<p>員の方々からいただいた意見や提言を踏まえ、検討を重ね、放課後児童クラブのあり方を見直してまいりますので、よろしくお願いいたします。</p>
(委員F)	<p>参考までに付け加えておきますけれども、今学童の支援員になる人が非常に少なくて困っています。一つの方法として、教育委員会との連携ということで提言もさせていただいたのですが、学校の教師を辞めた方で週 2、3 回なら働いてもいいという先生がいらっしゃるの、そこで連携できないかと思います。実際に、元教員の方が学童にいるところは非常にうまくいっている。児童との関係も職員同士の関係も、うまくいっている例がございます。なので、教育委員会で定年を迎える先生にアンケートを取り、学童の支援員になってもいいか、週何回ならいいとか、資料として教育委員会とこども家庭課が管理して、各学童で支援員が不足したときに一覧等で紹介することができれば、支援員不足がある中で、ある程度カバーできるのではないかと、また運営自体もうまくいくのではないかと、これは難しいことではなくて、教育委員会と連携をとればすぐにできることですから、ぜひ来年の4月までにその一覧を作って学童に提示していただければと思います。校長や教頭だった方にはなかなか難しいのかもしれませんが、再任用などでまだ学童で元気に遊びたいという方はいらっしゃると思えます。よろしくお願いいたします。</p>
(事務局)	<p>貴重なご意見ありがとうございます。皆さんご承知の通り、現在教員の不足も多々ありまして、教員委員会としては、教員をお辞めいただく方には再任用や臨時として、ぜひ学校でお願いしたいというのが本音でございます。中には、広報高崎で学童の支援員募集を見て、そちらを選び今お仕事されている方もいらっしゃいます。相談があれば、お仕事の紹介としてお伝えしておりますが、教育委員会といたしましては、学校の教員確保をしていきたいと思っておりますので、ご意見としていただきます。ありがとうございます。</p> <p>皆さま、貴重なご意見ありがとうございました。続きまして、第3期計画に係る今後のスケジュールについてでございます。第3期計画につきましては、本日の会議でいただいたご意見を参考に修正させていただき、パブリックコメントの準備を進めさせていただきます。なお、次回の会議で最終案について委員の皆様と協議させていただき、来年4月1日施行を予定しております。次回の会議につきましては、令和7年3月下旬を予定しております。パブリックコメントの実施結果についてご報告させていただき、事業計画の最終案をご提示させていただき、同時に、幼保連携型認定こども園の認可や特定教育・保育施設の利用定員の設定についてご審議いただきたいと考えております。日程等につきましては、決定次第ご連絡させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
5. 閉会 (事務局)	<p>以上を持ちまして、本日の会議はすべて終了いたしました。それでは、これを持ちまして令和6年度第3回高崎市子ども・子育て会議を終了させていただきます。会議を閉会いたします。</p>